

地方財政の充実・強化に関する要望意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、D Xの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。

加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

よって、国においては、令和8年度の政府予算と地方財政の検討に当たって、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政の確立を目指すとともに、以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体D X、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
2. 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

北海道余市郡余市町議会議長 藤 野 博 三

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣